

退職手当

一年未満勤続者は日給の 四分  
一年以上二年未満は日給の 五分  
三年以上は一日を若干毎に日給の 日分増

理由

労働者が、回家産業の一大原動力であることは勿論である。資本主義社会に於ける労働者は、資本家に搾取されるのみ生活をついて得る状態に置かれ、日夜營々として職に就くべく、我らの前途に待つものは暗黒たる生活苦のみである。而も資本家は最早その労働者を搾取しても利益がないと見れば、工場法による十四日分の稼働手当さへも出さず、之を街頭にほうり出さんとするのである。

而して現存の社会組織の下に於て、現在の失業地獄に於て一度失業せんか、再度就職することは殆んど絶望である。かくて、回家産業の一大功勞者たる労働者は野蠻な死を余儀なくされるのだ。

我が總聯合は、この間に於て団体協約を結び、或は交渉戦、争議手に於て、労働者のため正なる解雇退職手当の制定をはじめ、幾多の有利なる条件を善々と戦はとりつ、あるが、未だ以て全回四百方の労働者は、資本主義の重圧下にあへざりしんである。

茲に於て、我らは正なる解雇退職手当を闘ひ取る爲に三つの闘争目標を持つ。それは主文に明記せる、イ、別定なき工場に対し即時別定を要求する闘争、ロ、既存の亦合理的な解雇退職手当制の改正、ハ、現行工場法の改正である。ハ、の闘争目標が特に必要な理

由は、現に内務省社会司に於て、解雇退職手当法を立案中であり、聞く所によれば現行工場法を改正する危険が多分にあることである。

かくて我々は、より悲惨なる餓死地獄に突き墮されねばならぬのが、奮闘して吾、イ及びロの闘争を果敢に闘ひ、更に之を最後の一兵に集結して、目下立案中の社会局案を我等の所期する解雇退職手当法たらしむべく、一大猛運動を展開せねばならない。

実行方法

新任理事会一任

四 人事相談部設置の件

提出 蒲生支部

主文

本組合に人事相談部を設置すべし。

理由

労働者は工場にあつて資本家に搾取されるばかりでなく社会の弱者として家庭生活の上にあつても幾多の苦難に当面するのである。これら生活苦難の中、消費組合乃至は共済会の任務に属するものは其の部門に於て扱ふが故に別とするも、人事百敏に亘つては未だよき相談相手を持たない。故に本組合はこゝに人事相談部を設置し、これらの問題につき組合員よりよき相談相手となるべきである。

人事相談部の取扱ふ主な問題は次の如し。